

第2回定例会

第2回定例会は、6月6日から13日の8日間の会期で開催し、承認5件・補正予算1件・人事関係4件・契約の締結1件が上程されました。
 発議2件を含む、その他全ての議案について、原案のとおり可決・同意しました。
 また、報告は13件ありました。

承認

- ▽承認第3号
 国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
 (健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金等の支給額を引き上げたもの)
- ▽承認第4号
 専決処分第4号(城里町条例)の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
 (地方税法等の一部改正

- に伴い、森林環境税の導入に伴う規定を追加し、軽自動車税のグリーン化特例の延長等を改正したもの)
- ▽承認第5号
 専決処分第5号(城里町国民健康保険条例)の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
 (国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等を改正したもの)
- ▽承認第6号
 専決処分第6号(令和4

<p>年度城里町一般会計補正予算第7号)の承認を求めることについて</p> <p>追加補正額 3,008万4千円</p> <p>主な事業 ・退職手当特別負担金納入事業</p> <p>予算総額 106億3,076万3千円</p>	<p>年度城里町一般会計補正予算第1号)の承認を求めることについて</p> <p>追加補正額 788万6千円</p> <p>主な事業 ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業</p> <p>予算総額 101億9,288万6千円</p>
---	--

傍聴者報告
第2回議会定例会
 (令和5年6月6日~13日)
合計36人

次回の定例会は、令和5年9月5日からを予定しています。

傍聴される方は、本庁3階議場前で傍聴受付簿に必要事項を記入し、ご入場ください。
 議場の傍聴席の定員は30名です。

日程など詳しいことは議会事務局またはホームページでご確認ください。

TEL.029-288-3111 (内線302) <https://www.town.shirosato.lg.jp>



補正予算

可決

議案第33号

▽令和5年度城里町一般会計補正予算(第2号)について

追加補正額

3億1,170万4千円

主な事業

- ・ふるさと応援寄附金事業
- ・元気アップ振興券(第7弾)事業
- ・道の駅かつら移転整備事業
- ・消防団員退職報償金
- ・自動心臓マッサージシステム購入事業
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- ・価格高騰緊急支援給付費補助金事業
- ・徳蔵クローケー場給水引込事業
- ・常北運動公園駐車場敷地土地貸借権利金

予算総額

105億459万円

人事

同意

議案第34号

▽城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

次の方の任命に同意しました。

添田 智(石塚)

任期

令和5年7月13日から

令和8年7月12日まで

議案第35号から37号

▽城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の方の選任に同意しました。

仲田不二雄(上 坏)

今瀬 秀幸(水戸市)

高橋 研二(牛久市)

任期

令和5年7月1日から

令和8年6月30日まで

契約の締結

可決

議案第38号

▽工事請負契約の締結について

契約の目的

令和5年度 おひさま学童クラブ新築工事

契約の金額

6,655万円

契約の相手方

城里町那珂西2490

有限会社 東海組



反対討論

藤咲 美美子 議員

少ない予算で効率の良い行政・予算を決めるのが議会の仕事・役割である。子供たちの教育・将来を見ても一つの学童・開放学級で過ごすのが望ましく、二つの学童でバラバラに過ごすのは教育的に好ましくない。

隣接に石塚開放学級を約1億円もかけて建設した。さらに建設となれば2倍の運営費、維持費がかかる。国・県から補助が出るというが、全ての国民の税金だ。石塚開放学級の広さや運営に不満が残るなら、指導員や保護者の意見を聞かずに一方的に建設に当たった町長に大きな責任がある。

城里町議会の本会議をしてみませんか

城里町議会では、本会議の録画した映像データをYou Tubeで配信しています。城里町公式ホームページ トップページから



また、本会議の生中継配信を始めました。会期中のみ、ご覧いただけます。

議会事務局 をクリック

議会事務局 をクリック

⇒ 議会録画映像 をクリック

⇒ 議会生中継 をクリック



発議

可決

発議第4号

▽城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

(令和6年4月1日から、健康増進部門の所管替えて課の名称が変更となるため、総務民生常任委員会の所管課を変更するもの)

発議第5号

▽城里町議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議について

名称

城里町議員定数等調査検討特別委員会

目的

議会議員の定数及び処遇に関する調査・検討委員の定数
議長を除く全議員

議長を除く議員全員で構成する

城里町議員定数等調査検討特別委員会を設置しました

定例会最終日に、「城里町議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議について」を議員発議し、可決されました。

人口減少や少子高齢化などが進む当町において、議会も町民の負託に応え、時代に合った議会活動を行っていくために、適正な議員定数及び処遇等について調査・検討する必要があると考え、慎重に審議を行うため特別委員会を設置しました。

〔城里町議員定数の経過〕

時 期	定 数	内 容
平成17年2月から	42人	「城里町」誕生 ※合併の在任特例の適用により、旧3町村の議員は合併後2年を超えない範囲で、合併後の町の議員として在任することができるため、当初の議員数は42人でした。
平成18年3月から	18人	住民投票で議会が解散となり 42人→18人
平成22年3月から	16人	平成21年12月 議員定数条例の制定により 18人→16人
平成30年3月から 現在まで	14人	平成29年6月 議員定数条例の改正により 16人→14人